



--- 2015/4/23 ---

おおいた産保メールマガジン 第 123 号

発行：大分産業保健総合支援センター 所長 嶋津 義久

<http://www.oita-sanpo.jp/>



Oita



I N D E X

◆お知らせ◆

- ◆ストレスチェック制度に関する【省令、告示、指針】が公表されました。
- ◆「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックの例



◆ストレスチェック制度に関する【省令、告示、指針】が公表されました。

厚生労働省は、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、新たに設けられた「ストレスチェック制度※の具体的な内容や運用方法を定めた省令（労働安全衛生規則の一部改正）を公布するとともに、告示、指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）を定めたことを、平成27年4月15日に公表しました。

※ ストレスチェック制度とは、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者が義務付ける制度。平成27年12月1日から施行（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務）。

【省令、告示、指針のポイント】

<省令>

ストレスチェックの実施頻度、検査すべき3つの領域、ストレスチェックの実施者となる者、結果の記録の作成・保存方法、一定規模の集団ごとの集計・分析、ストレスチェック結果に基づく医師による面接指導の実施方法、労働基準監督署への実施状況に関する定期報告などについて定めています。

<告示>

ストレスチェックの実施者となる者のうち、看護師、精神保健福祉士が修了すべき厚生労働大臣が定める研修の科目、時間を定めています。

<指針>

衛生委員会の役割、ストレスチェックに用いる調査票、高ストレス者の選定方法、結果の通知方法と通知後の対応、面接指導結果に基づく就業上の措置に関する留意事項、集団ごとの集計・分析結果の活用方法、労働者に対する不利益取扱いの防止、労働者の健康情

